

# 自己株式取得事項の公告

2026年6月24日

各 位

千葉県美浜区幸町2丁目1番2号  
株式会社千葉興業銀行  
取締役頭取 梅田 仁司

当行は、2026年3月25日付で会社法第459条第1項第1号の規定による当行定款第16条第2項の定めに基づく会社法第156条第1項各号の事項の決議をしたうえで、2026年6月23日開催の取締役会において、会社法第157条の規定に基づき下記の内容で自己株式を取得することを決議いたしましたので、会社法第158条に基づき下記のとおり公告いたします。

## 記

- (1) 取得する株式の種類  
第2回第七種優先株式
- (2) 取得する株式の数  
4,723株（上限）
- (3) 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び額  
503,427.40円  
(※) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額において円位未満が生じる場合、円位未満小数第1位まで算出し、その第1位を切り捨てて交付させていただきます。
- (4) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額  
2,377,687,610円（上限）
- (5) 株式の譲渡しの申込みの期日  
2026年8月17日

以上